令和８年10月 ６日

報 道 発 表

浜松市監査事務局
℡. 053-457-2391

浜松市

住民監査請求の受理について

浜松市監査委員は、地方自治法第242条第１項による住民監査請求を令和８年９月11日付けで収受し、９月30日に受理しました。

１　請求人　Ａ氏

２　請求の対象

対象支出：浜松市監査委員(非常勤３名)に対する令和８年７月分から令和８年９月分までの報酬の支出

３　請求の要旨

違法な職務を行った監査委員への支出であり違法である。給料等は適法に職務を行う対価である。適法に行わない者への対価ではない。

(1) 監査委員

監査委員が適法であるには監査基準を絶対遵守しなければならないのだが、監査基準に反し、自ら証拠を入手しなかった。集めたものは証拠ではなく、職員の判断「まさに、それって個人の感想ですよね、である」であった。「自白は証拠の王様」と言われた何十年も前の日本を思い起こさせる。自白の強要が、冤罪事件の温床になり続けてきた。だが、これは監査。そして監査基準違反だ。違法な監査委員に適法な監査ができる道理はない。この度の住民監査請求の結果も監査基準に反した職務行為の結果である。違法な監査委員へ給料等を支払うことは、地方公共団体として違法である。無効である。

・違法：憲法を含む種々の法令違反
・不当：最小の費用で最大の効果を発揮する合理性に反する
・憲法：一部の者(自ら又は所属する課を含む)の奉仕者となった。
・民法：第１条第３項信義則違反

最小の経費で、最大の効果（客引き根絶）を実現していない。地方自治法違反

(2) 浜松市(地方自治体)

最小の経費（給料支給）で、最大の効果（地方自治法遵守した監査）も、両方とも実現できなかった。(職務怠慢、放棄)なのに「自分たちは正しい」と思い続けてきたこと。地方自治法違反

住民監査請求の制度が、適法に機能していないことが損害。浜松市民の権利を公然と侵害している。

SDGs未来都市・浜松
市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜

4　監査委員に求める措置

・支出(予定を含む)した給料を全額返還請求せよ。
・上記監査委員に聴聞を実施し、市長により、罷免させよ。
・直ちに実行しなければ、浜松市行政が目指すまちなか活性化が、違法不当が跋扈する行政日本一となり、日本中の市町から笑いものになる。

5　今後の予定

監査結果の決定を経て、住民監査請求の収受日の翌日から起算して 60 日以内(令和 8 年 11 月 10 日まで)に請求人への通知等を行います。(陳述は実施しません)

住民監査請求とは

市民が市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法若しくは不当であると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産等の管理を怠る事実があると認めるときは、このことを証明する書類を添えて、監査委員に対し監査を求め、市長等に必要な措置を講じるよう請求することができる制度。

SDGs未来都市·浜松
市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜